障精発 0512 第３号
令和８年５月 12 日

公益社団法人日本精神科病院協会長　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
（公　印　省　略）

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく「精神保健判定医」の推薦等に係る協力依頼について

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働大臣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第６条第２項及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成 16 年政令第 310 号）第４条の規定により、「精神保健判定医名簿」を最高裁判所に毎年 11 月１日までに送付しなければならないとされております。

つきましては、貴協会におかれましては、「精神保健判定医」の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

具体的な名簿の作成については、当省（地方厚生局）が「精神保健判定医」本人からの同意を得て名簿に記載する予定です。これらの手続きについては、別紙のとおり作業を進めることとしておりますので、貴協会（支部）において「精神保健判定医」本人の同意（内諾）を得た上で、別添「様式」により、各地方厚生局あて令和８年５月 28 日（木）までにメールにて推薦いただくよう、貴協会各支部への依頼について、御協力をお願い申し上げます。

なお、各都道府県、指定都市には別添により協力要請を行っている旨を申し添えます。

【担　当】
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室　古庄・石塚
直通　03-3595-2195

（別添）

障精発 0512 第２号
令和８年５月 12 日

各　都道府県
　　指定都市　精神保健福祉主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
（公　印　省　略）

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく「精神保健判定医」及び「精神保健参与員候補者」の推薦について

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働大臣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第６条第２項及び第 15 条第２項並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成 16 年政令第 310 号）第４条の規定により、「精神保健判定医名簿」を最高裁判所に、「精神保健参与員候補者名簿」を各地方裁判所に、毎年 11 月１日までに送付しなければならないとされております。

つきましては、本年におけるこれらの名簿作成等のため、貴殿に御推薦をいただきたく、お願いを申し上げます。

別紙１及び２を御確認いただき、御推薦がある場合は、精神保健判定医については様式１を、精神保健参与員候補者については様式２を用いて、令和８年５月 28 日(木)までに、各地方厚生局あてメールにて御連絡いただきますようお願いいたします。また、御推薦がない場合も御手数ですがその旨各地方厚生局へ御連絡いただきますよう重ねてお願い申し上げます。各地方厚生局の連絡先については別紙３を御参照ください。

なお、各都道府県・指定都市の精神保健福祉主管部（局）の御担当者様へ、各地方厚生局の担当者から電話・メールにて照会等をさせていただくことがありますが、予め御承知いただくと共に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考１及び２の関係団体にも同様に推薦を御願いしておりますので、参考に添付させていただきます。

【担　当】
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室　古庄・石塚
直通　03-3595-2195

別紙

厚生労働省が「精神保健判定医名簿」を最高裁判所に送付するまでの流れ

精神保健判定医名簿

厚生労働大臣は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下、医療観察法）の規定により、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、医療観察法に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師（以下、精神保健判定医）の名簿を最高裁判所に送付しなければならないとされています。

精神保健審判員

精神保健審判員は、精神保健判定医名簿（以下、名簿）に登載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所により任命されます。医療観察法の処遇事件を取り扱う地方裁判所においては、裁判官と精神保健審判員の合議体により、共同して個々の対象者について、本法による処遇の要件の有無及び内容を判断します。

名簿作成から送付までの流れ

関係機関

厚生労働省　本省 ―推薦依頼→ 関係団体 / 各都道府県・指定都市

作成依頼：各地方厚生局へ名簿取りまとめを依頼

照会等

新たな名簿登載者推薦時の確認事項
- ○精神保健福祉法第27条第１項、第２項、第29条の２第１項、４第２項等の実績（２年前４月１日～今年３月31日間）
- ○精神保健指定医の指定期間5年以上（前年度末日時点）
- ○「精神保健判定医名簿」への登載の内諾
- ○「精神保健判定医等養成研修会」（※）受講の内諾　等

推薦

厚生労働省　地方厚生局

各地方厚生局にて、自管轄の名簿を取りまとめます。

同意確認

前年の名簿登載者に対して
- ○名簿登載の同意を確認をします。
- ○名簿登載に係る要件審査 を行います。（下記参考）
- ◆精神保健指定医の指定期間が5年以上であること（前年度末日時点）
- ◆次のイ・ロ・ハのいずれかを満たすこと
- イ　措置入院等に係る診察実績（２年前４月１日～今年３月31日間）及び「精神保健判定医等養成研修会」（※）の受講（２年度前～今年度間）
- ロ　医療観察法に係る審判実績（２年前１月１日～前年12月31日間）
- ハ　医療観察法に係る鑑定実績（２年前１月１日～前年12月31日間）

関係機関から新たに推薦された者に対して
- ○名簿登載の同意を確認をします。
- ○名簿登載に係る要件審査を行います。（下記参考）
- ◆精神保健指定医の指定期間5年以上であること（前年度末日時点）
- ◆次のイ・ロ・ハのいずれかを満たすこと
- イ　措置入院等に係る診察実績（２年前４月１日～今年３月31日間）及び「精神保健判定医等養成研修会」（※）の受講（２年度前～今年度間）
- ロ　医療観察法に係る審判実績（２年前１月１日～前年12月31日間）
- ハ　医療観察法に係る鑑定実績（２年前１月１日～前年12月31日間）

要件審査

研修

（※）　令和８年度　精神保健判定医等養成研修会　　イの要件を満たすために、必要な者のみが受講

研修日程（予定）
初回研修：令和8年７月23日(木),24日(金),25日(土)の３日間 ＠川崎日航ホテル（神奈川県）
継続研修：令和8年７月25日(土) ＠川崎日航ホテル（神奈川県）
上記研修について、オンデマンド受講（６月12日(金)～７月５日(日)の期間を予定）も選択できます。ただし、その場合もグループディスカッションを用いる講義については、所定の日時（７月14日(火)又は15日(水)　）にオンライン（Zoom）での受講が必要です。

研修受講区分
初回研修（本研修を一度も受講したことがない者が受講）
継続研修（本研修を一度でも受講したことがある者が受講）

研修実施機関
公益社団法人日本精神科病院協会

研修受講の申込み
本研修が必要な者（以下、受講者）の氏名・連絡先等を地方厚生局が研修実施機関へ情報提供し、研修実施機関から受講者へ研修の案内が送付されます。その案内に従って受講者は、各自で研修受講の申込みを行ってください。

研修終了後
研修実施機関から、厚生労働省（地方厚生局含む）へ研修の受講が完了した者の報告が行われます。
研修の受講が完了した者には、後日、修了書が交付されます。

★本研修についての詳細・最新情報は、公益社団法人日本精神科病院協会のHPをご確認ください。

精神保健判定医等養成研修会

名簿作成

本省送付

各地方厚生局は、取りまとめた自管轄の名簿を厚生労働省本省に送付します。

厚生労働省　本省

名簿送付

全国の名簿を取りまとめて最高裁判所へ送付します。

最高裁判所

◎ 名簿は、各地方裁判所に共有され、選任の手続きが行われます。（選任期間：1月1日～12月31日）
◎ 欠格事由等の確認のために、裁判所から**戸籍抄本**や**住民票**等の提出を求められることがあります。
◎ 精神保健判定医は、医療観察法に基づく鑑定の依頼をされることがあります。

（様式）

「精神保健判定医名簿」登載候補者の推薦

都道府県名：

番号	都道府県名	氏名	フリガナ	生年月日	精神保健指定医 指定年月日	精神保健指定医 指定期間5年以上であるか （令和8年3月31日時点） （〇又は×を入力）	精神保健指定医 登録番号	精神保健福祉法第27条第1項・第2項、第29条の2第1項、又は第29条の4第2項に基づく診察の実績の有無 （令和6年4月1日～令和8年3月31日の間で） （〇又は×を入力）	勤務先医療機関名等	連絡先住所	連絡先電話番号

○各地方厚生局連絡先

管轄区域	厚生局名	担当部署	住所	電話	メールアドレス
北海道全域	北海道厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2304	hkkousei005@mhlw.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13F	022-726-9263	thkousei024@mhlw.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	関東信越厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F	048-740-0827	ktkousei036@mhlw.go.jp
富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	東海北陸厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-971-8836	tk-kansatsu@mhlw.go.jp
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階	06-6942-2492	kinkikansatsu@mhlw.go.jp
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階	082-223-8204	ijikachugoku@mhlw.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	九州厚生局	健康福祉部医事課 医療観察係	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	092-472-2366	ks-kansatsu@mhlw.go.jp